

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	盛岡大学短期大学部
設置者名	学校法人盛岡大学

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配置困難
			全学共通科目	学部等共通科目	専門科目	合計		
	幼児教育科	夜・通信			10	10	7	
		夜・通信						
		夜・通信						
		夜・通信						
(備考)								

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<p>1 一覧表の公表ホームページアドレスは次のとおり。 https://www.morioka-u.ac.jp/home/disclosure/koutoumusho.php</p> <p>2 シラバス閲覧システムで抽出表示して閲覧することも可能。抽出して閲覧する方法は次のとおり。 盛岡大学ホームページのトップページから「在学生の方」をクリックする。次に「短大学生部」・「短大シラバス」をクリックする。検索条件のキーワード欄に「実務経験のある教員による授業」と入力して「この条件で検索する」のボタンをクリックする。数秒で抽出された授業科目の一覧が表示される。表示された「講義科目名」をクリックするとシラバスの内容を確認することができる。</p>
--

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	盛岡大学短期大学部
設置者名	学校法人盛岡大学

1. 理事（役員）名簿の公表方法

https://morioka-u.ac.jp/houjin/data/r4school_data.pdf

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	株式会社役員	3.5.1 ~ 5.4.30	組織運営体制への チェック機能及び 経営計画の策定等
非常勤	株式会社役員	3.5.1 ~ 5.4.30	組織運営体制への チェック機能及び 経営計画の策定等
非常勤	大学同窓会会長	2.7.1 ~ 4.6.30	組織運営体制への チェック機能及び 経営計画の策定等
非常勤	短期大学部同窓会会長	3.4.18 ~ 5.4.17	組織運営体制への チェック機能及び 経営計画の策定等
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	盛岡大学短期大学部
設置者名	学校法人盛岡大学

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>																			
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>1. 授業計画(シラバス)の作成過程について</p> <p>(1) 新年度の開講科目及び担当教員が教授会で承認された後、本学のシラバス作成要領に基づき各授業科目担当教員が定められた期限(3月中旬)までに作成している。</p> <p>(2) シラバスの作成にあたっては、シラバス作成要領により、授業の内容、到達目標、事前・事後学修、成績の評価方法等を必須項目として記載している。</p> <p>2. シラバスの作成・公表時期について</p> <p>作成を終えた授業計画は、3月下旬に実施する「新学年ガイダンス」の前までに本学ホームページ内の「シラバス検索システム」に掲載して広く内外に公表している。</p>																			
<p>授業計画書の公表方法</p>	<p>インターネットにより、本学ホームページ内のシラバス検索システムから閲覧できるように広く内外に公表している。</p> <p>アドレス: https://www.morioka-u.ac.jp/home/disclosure/koutoumusho.php</p>																		
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>																			
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>学修成果の厳格かつ適正な評価について</p> <p>1. 学修成果(成績)の評価方法については、客観的な評価方法(例えば定期試験・レポート、小テスト等の結果等)に基づき成績判定をすることをシラバスに具体的に示すことにより、学生への周知を図っている。</p> <p>2. 各授業科目担当教員が作成したシラバスに示されている学修成果(成績)の評価方法に基づき、履修登録された授業科目について評価判定を行い、学則第17条(学習の評価)及び学生便覧で示している評価基準に基づき、合格点に達した者に所定の単位を与え認定している。</p> <p>3. 学修成果(成績)の評価基準は次のとおり。</p>																			
<table border="1"> <tr> <td>点数の範囲</td> <td>90~100点</td> <td>80~89点</td> <td>70~79点</td> <td>60~69点</td> <td>59点以下</td> </tr> <tr> <td>評価</td> <td>S</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>合否</td> <td colspan="4">合格点</td> <td>不合格点</td> </tr> </table>		点数の範囲	90~100点	80~89点	70~79点	60~69点	59点以下	評価	S	A	B	C	D	合否	合格点				不合格点
点数の範囲	90~100点	80~89点	70~79点	60~69点	59点以下														
評価	S	A	B	C	D														
合否	合格点				不合格点														
<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p>																			

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

1. 客観的な指標とするGPAの具体的な算出方法について

本学におけるGPAは、履修登録した各授業科目の成績に係るGPに当該授業科目の単位数を乗じて得た数値の総和を履修した各授業科目の単位数の総和で除して得た数値としている。

GPAは学修状況を表す指標として、学修指導等に利用している。

成績評価	S	A	B	C	D
GP	4.00	3.00	2.00	1.00	0.00

※詳細については、添付書類 No. 7「盛岡大学短期大学部GPA運用内規」のとおり。

2. 客観的な指標の適切な実施状況について

- (1) 算出したGPAの数値は、学生の学修成績や学修意欲を客観的に示す指標となるものであることから、原則年2回各学期末（前後、後期の学業成績）においてこの指標を基に、学年ごとに学修成果の順位付けを行うと共に「客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料」（添付書類 No. 3）を作成し、成績分布状況を把握している。
- (2) 算出したGPAの数値は、学生個々のWebポータル「単位修得状況」において、学期ごとのGPA及び年間GPA並びに累積GPAを表示しており、学生は自分のGPAを確認することで、学習の状況を客観的に把握することができるようにしている。
- (3) 学期ごとに算出した学修成果の順位付けの結果により、下位4分の1の範囲に属する学生において学習意欲を欠いていると判断される場合には、学業成績の向上に努力するよう指導している。

客観的な指標の算出方法の公表方法	インターネットにより、本学ホームページ内から閲覧できるように広く内外に公表している。 アドレス： https://www.morioka-u.ac.jp/home/disclosure/koutoumusho.php
------------------	--

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

1. 卒業認定・学位授与の方針について

短期大学部および幼児教育科の「卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」を平成29年4月1日に策定した「ディプロマ・ポリシー」(参考資料1)を本学ホームページや、入学生に配付する学生便覧等印刷物を通じて広く内外に周知を図っている。

2. 卒業の要件及び卒業判定の手順について

盛岡大学短期大学部学則第23条(課程修了の認定及び卒業)に規定しているとおり、本学に2年以上在学し、学則第11条に定める履修方法により履修し、学則第21条に定める卒業に要する単位数を修得した者について、教務委員会において要件を満たしていることを確認し、教授会の議を経て、学長が卒業を認定している。

学則第11条に定める履修方法および学則第21条に定める卒業に要する単位数は次のとおりである。

(履修の方法)

第11条 学生は、次の単位を含めて合計62単位以上を履修しなければならない。

なお、開設授業科目は、これを必修及び選択科目とし、履修の方法は別表に従うものとする。ただし、履修科目として登録できる単位数は前期及び後期においてそれぞれ45単位を上限とする。

(1) 教養教育科目については、12単位以上

(2) 専門教育科目については、50単位以上

(卒業に要する単位)

第21条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、第11条各号に定めるところに従い、合計62単位以上を修得しなければならない。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

インターネットにより、本学ホームページ内の「盛岡大学・盛岡大学短期大学部三つの方針」から閲覧できるように広く内外に公表している。

アドレス：

<https://www.morioka-u.ac.jp/home/disclosure/koutoumusho.php>

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	盛岡大学短期大学部
設置者名	学校法人盛岡大学

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://morioka-u.ac.jp/assets/docs/about/corporation/business-report/r3balance_sheethp.pdf 「財務状況と情報公開関係書類」を大学・短大の学内に設置し、公開している。
収支計算書又は損益計算書	https://morioka-u.ac.jp/assets/docs/about/corporation/business-report/r3jigyo_shushihp.pdf 「財務状況と情報公開関係書類」を大学・短大の学内に設置し、公開している。
財産目録	https://morioka-u.ac.jp/assets/docs/about/corporation/business-report/r3financial_list.pdf 「財務状況と情報公開関係書類」を大学・短大の学内に設置し、公開している。
事業報告書	https://morioka-u.ac.jp/about/corporation/business-report/ 「財務状況と情報公開関係書類」を大学・短大の学内に設置し、公開している。
監事による監査報告(書)	https://morioka-u.ac.jp/assets/docs/about/corporation/business-report/r3business_outline.pdf 「財務状況と情報公開関係書類」を大学・短大の学内に設置し、公開している。

2. 事業計画(任意記載事項)

単年度計画(名称:学校法人盛岡大学事業計画・予算 対象年度:令和4年度)
公表方法: https://morioka-u.ac.jp/houjin/data/2022keikaku.pdf
中長期計画(名称:学校法人盛岡大学中期計画 対象年度:令和元年度~令和5年度)
公表方法: https://morioka-u.ac.jp/houjin/data/keikaku(r1-r5).pdf

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法:ホームページに掲載している。 https://morioka-u.ac.jp/home/disclosure/jikohyouka.html
--

(2) 認証評価の結果(任意記載事項)

公表方法:ホームページに掲載している。 https://morioka-u.ac.jp/home/disclosure/jikohyouka.html
--

(3) 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名 短期大学部幼児教育科
教育研究上の目的（公表方法：ホームページに掲載している。） https://morioka-u.ac.jp/faculty/early-childhood/policy/
（概要） 教育・保育者としての専門的知識を身につけ実習やボランティアなどを通して実践力を身につけ、幼稚園や保育園等では乳幼児期の子どもたちに対して、施設では障がいや複雑な家庭事情を抱えた児童たちに対して、情熱を持って生きる力を与えることのできる人材の育成を目指しています。
卒業の認定に関する方針（公表方法：ホームページに掲載している。） https://morioka-u.ac.jp/faculty/early-childhood/policy/
（概要） 62単位の単位修得と必修等の条件を充たし、学則第1条第2項に定める「幼児教育及び保育に関する専門的知識」をもち、「愛と奉仕」の精神を基盤とした保育者としての倫理観、子どもやそれを取り巻く人たちと関わるためのコミュニケーション能力、実践力を身につけた者に対して「短期大学士(幼児教育学)」の学位を授与します。
教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法：ホームページに掲載している。） https://morioka-u.ac.jp/faculty/early-childhood/policy/
（概要） 卒業認定・学位授与の方針に掲げる専門的知識や技能の活用力・地域社会の多様な背景に対応した実践的応用力・奉仕の精神を基盤とする高い道徳的実践力を修得させるため、教養教育科目、専門教育科目及びその他必要とする科目を体系的に編成し、講義・演習・実技・実習を適切に組み合わせた授業を開講します。そして、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格取得のための科目をその中に適切に配置し、保育者としての専門的知識・技術・態度を的確に身につけることができますようにします。
入学者の受入れに関する方針（公表方法：ホームページに掲載している。） https://morioka-u.ac.jp/faculty/early-childhood/policy/
（概要） 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に定める人材を育成するために必要な知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた人を求めます。

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：ホームページに掲載している。 https://morioka-u.ac.jp/home/disclosure/data/UV_soshiki.pdf
--

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）							
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計
—	1人	—					1人
幼児教育科	—	6人	4人	0人	2人	0人	12人
	—	人	人	人	人	人	人
b. 教員数（兼務者）							
学長・副学長				学長・副学長以外の教員			計
0人				19人			19人
各教員の有する学位及び業績 （教員データベース等）		公表方法：ホームページに掲載している。 https://morioka-u.ac.jp/kyoin/					
c. FD（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）							
学則第2条の2第1項の規定に基づき、年2回実施。							

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
幼児教育科	120人	99人	82.5%	240人	183人	76.3%	人	人
	人	人	%	人	人	%	人	人
合計	120人	99人	82.5%	240人	183人	76.3%	人	人
(備考)								

b. 卒業者数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
幼児教育科	93人 (100%)	2人 (2.2%)	91人 (97.8%)	人 (%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	93人 (100%)	2人 (2.2%)	91人 (97.8%)	人 (%)
(主な進学先・就職先)（任意記載事項） ホームページに掲載している。				
(備考)				

c. 修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業生数	留年者数	中途退学者数	その他
幼児教育科	99人 (100%)	93人 (94.0%)	2人 (2.0%)	4人 (4.0%)	人 (%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	99人 (100%)	93人 (94.0%)	2人 (2.0%)	4人 (4.0%)	人 (%)
(備考) 退学者は進路変更によるもの					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

(概要)
<p>1. 授業計画（シラバス）の作成過程について</p> <p>(1) 新年度の開講科目及び担当教員が教授会で承認された後、本学のシラバス作成要領に基づき各授業科目担当教員が定められた期限（3月中旬）までに作成している。</p> <p>(2) シラバスの作成にあたっては、シラバス作成要領により、授業の内容、到達目標、事前・事後学修、成績の評価方法等を必須項目として記載している。</p> <p>2. シラバスの作成・公表時期について</p> <p>作成を終えた授業計画は、3月下旬に実施する「新学年ガイダンス」の前までに本学ホームページ内の「シラバス検索システム」に掲載して広く内外に公表している。</p>

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

(概要)												
<p>1. 客観的な指標とするG P Aの具体的な算出方法について</p> <p>本学におけるG P Aは、履修登録した各授業科目の成績に係るG Pに当該授業科目の単位数を乗じて得た数値の総和を履修した各授業科目の単位数の総和で除して得た数値としている。</p> <p>G P Aは学修状況を表す指標として、学修指導等に利用している。</p> <table border="1" data-bbox="288 1350 1311 1426"> <thead> <tr> <th>成績評価</th> <th>S</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>G P</td> <td>4.00</td> <td>3.00</td> <td>2.00</td> <td>1.00</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>※詳細については、添付書類 No. 7「盛岡大学短期大学部G P A運用内規」のとおり。</p> <p>2. 客観的な指標の適切な実施状況について</p> <p>(1) 算出したG P Aの数値は、学生の学修成績や学修意欲を客観的に示す指標となるものであることから、原則年2回各学期末（前後、後期の学業成績）においてこの指標を基に、学年ごとに学修成果の順位付けを行うと共に「客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料」（添付書類 No. 3）を作成し、成績分布状況を把握している。</p> <p>(2) 算出したG P Aの数値は、学生個々のW e bポータル「単位修得状況」において、学期ごとのG P A及び年間G P A並びに累積G P Aを表示しており、学生は自分のG P Aを確認することで、学習の状況を客観的に把握することができるようにしている。</p> <p>学期ごとに算出した学修成果の順位付けの結果により、下位4分の1の範囲に属する学生において学習意欲を欠いていると判断される場合には、学業成績の向上に努力するよう指導している。</p> <p>(3) 学期ごとに算出した学修成果の順位付けの結果により、下位4分の1の範囲に属する学生において学修意欲を欠いていると判断される場合には、学業成績の向上に努力するよう指導している。</p>	成績評価	S	A	B	C	D	G P	4.00	3.00	2.00	1.00	0.00
成績評価	S	A	B	C	D							
G P	4.00	3.00	2.00	1.00	0.00							

学部名	学科名	卒業に必要となる 単位数	G P A制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
	幼児教育科	6 2 単位	④・無	半期各 4 5 単位
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
G P Aの活用状況 (任意記載事項)		公表方法：ホームページに掲載 https://morioka-u.ac.jp/home/disclosure/koutoumusho.php		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法：ホームページに掲載 https://morioka-u.ac.jp/home/disclosure/koutoumusho.php		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法：ホームページに掲載している。

<https://morioka-u.ac.jp/campus-life/map/>

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考 (任意記載事項)
	幼児教育科	620,000 円	250,000 円	220,000 円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

<p>a. 学生の修学に係る支援に関する取組</p> <p>(概要)</p> <p>1 学費負担の軽減</p> <p>(1) 特別奨学生</p> <p>(2) 奨学金(給付)奨学生</p> <p>2 学生アンケートの活用</p> <p>本学は、学生生活満足度調査を実施している。調査結果の集計を基に、改善が必要と考えられる事項については学生委員会等において検討し、改善することとなっている。</p> <p>学生に対する教職員の対応等、比較的短期間で改善できるものは良いが、施設・設備等にかかる要望となると学生委員会、教授会(または運営委員会)などの協議を経て、法人本部・理事会につなぐ必要があるものもあり、改善への道は険しい。</p> <p>しかし、調査結果を活用しながら、学生の快適な学修・生活環境の保証を心掛け、可能な限り学生の要望に応えるべく改善に向けて業務にあたっている。</p> <p>また、全学生対象に心の健康調査を行い、個々の学生の大学への適応状態を把握して、潜在的に学業や学生生活に不安や不満を抱えている学生を見つけ出し、カウンセラーが面談等声掛けを行うなどの支援に活用している。</p>
<p>b. 進路選択に係る支援に関する取組</p> <p>(概要)</p> <p>自分探しからキャリア支援、就職支援までさまざまな事業を行っている。入学時から就職活動に入る直前まで、一貫して、学生のキャリア形成のサポートを行っている。また、産官民共同し、県内企業キャラバンや合同企業説明会を開催すると共に地域企業との連携も図っています。さらに盛岡大学と盛岡大学短期大学部との共通機関として、大学と短大部の学生の就職支援を行い、両大学の就職対策委員の教員と連携し、学生の就職支援を行っています。</p> <p>障害のある学生については、カウンセラーが、就職センターと連携し、ハローワークや障害者職業センター等の障害のある学生の就職専門機関へつなげることを行なっている。その際、学生の希望職種等を聞き、適正な環境・職場への取次をすることを意識している。</p>
<p>c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組</p> <p>(概要)</p> <p>学校法人盛岡大学ウェルネスセンターを中心とし、相談室規程や学生修学支援要領を基に支援を行なっている。本人及び保護者等から面談の申込みがあった場合や相談支援室・学生部・教員・各セクション窓口等から困っている学生や気になる学生等の情報がもたらされた場合は、カウンセリングを手始めに支援を行なっている。また、カウンセリングや面談の中で学生の困り感を聞き出し具体的な支援を行ったりしている。要望によっては、履修登録科目担当教員等関係者に対し支援(授業配慮等)を依頼し、必要に応じて医療・福祉等外部機関を活用するなどの支援等を行なっている。</p>

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

<p>公表方法：ホームページに掲載している。</p> <p>https://morioka-u.ac.jp/home/disclosure/172-2.html</p>

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード	F203310100825
学校名	盛岡大学短期大学部
設置者名	学校法人盛岡大学

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		35人	36人	38人
内 訳	第Ⅰ区分	18人	16人	
	第Ⅱ区分	－	14人	
	第Ⅲ区分	－	－	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				38人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定		0人	0人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数が標準単位数の5割以下)		0人	0人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況		0人	0人
「警告」の区分に連続して該当		0人	0人
計		0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であつて、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑つて認定の効力を失つた者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
年間	前半期	後半期	0人
			0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数が標準単位数の6割以下)		0人	0人
G P A等が下位4分の1		0人	—
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況		0人	0人
計		0人	—
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。